

訪問系サービスに係る特定事業所加算について 【資料6 別表】

※本表は、居宅介護に係る算定要件の概要をまとめたものです。詳細については、必ず各基準等をご確認ください。

	厚生労働大臣が定める基準、留意事項通知、Q&Aの要約	加算要件			提出書類の例
		I	II	III	
1 計 画 的 な 研 修 の 実 施	<p>■以下のとおり、計画的な研修を実施すること。</p> <p>(1) 下記内容を定めた研修計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 研修内容の全体像 ② 研修実施のための勤務体制 ③ それぞれの従業者の技能や経験に応じた研修目標、内容、研修期間、実施時期 <p>(2) 研修の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業所における、すべての従業者(登録ヘルパーを含む。)について研修計画を作成すること。 ※職責、経験年数等に応じ、職員をグループ分けして研修計画を作成することも差し支えない。 ② すべての従業者について、概ね1年に1回以上実施すること。 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の研修計画の写し ・個別の研修計画の写し
2 （ 一 ） 会 議 の 定 期 的 開 催	<p>■以下のとおり、事業所における会議を定期的を開催すること。</p> <p>(1) 会議の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 利用者に関する情報の伝達 ② サービス提供に当たっての留意事項の伝達 ③ 従業者の技術指導 <p>(2) 会議の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス提供責任者が主宰すること。 ② すべての従業者(登録ヘルパーを含む。)が参加すること。 ※サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催してもよい。 ※土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずにサービス提供を行っている事業所は、サービス提供責任者が従業者1人ひとりとは個別に、又は数人ごとに開催してもよい。 ③ 会議の開催状況を記録すること。 ④ 概ね1月に1回以上、開催すること。 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・会議録等の写し
2 （ 二 ） サ ー ビ ス 提 供 後 の 報 告 及 び 文 書 等 に よ る 指 示	<p>■以下のとおり、サービス提供の前後に必要な指示、報告をすること。</p> <p>(1) サービス提供に当たっての文書等による指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス提供責任者が、担当従業者に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等により伝達してから開始すること。 ② 必須伝達事項 ※変化の動向を含め記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のADLや意欲 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 ③ 伝達方法 <ul style="list-style-type: none"> ・直接面談し文書を手交 ・FAX ・メール <p>(2) サービス提供終了後の従業者からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ① サービス提供終了後、担当従業者から適宜報告を受けること。 ② 内容を記録し、文書保存すること。 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアの手順書などの写し ・業務日報等の写し
3 定 期 健 康 診 断 の 実 施	<p>■以下のとおり、定期健康診断を実施すること。</p> <p>(1) 定期健康診断の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① すべての従業者(登録ヘルパーを含む。)に対し、1年以内ごとに1回以上実施すること。 ※年度途中から新規に事業を開始する場合、当該健康診断等が当該年度中に実施されることが計画されていれば差し支えない。 ※従業者が事業者の指定した健康診断を受診することを希望せず、他の健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出した場合は、健康診断を受診したものとして差し支えない。 ② 事業主の費用負担により実施すること。 	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・確認できる任意の書類 ・労働安全衛生法に規程する健康診断の受診に係る指示書の写し ・実施状況のわかる名簿等の写し
4 対 応 方 法 の 明 示	<p>■以下のとおり、緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。</p> <p>(1) 下記事項についての文書による説明及び交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業所における緊急時等の対応方針 ② 緊急時の連絡先 ③ 対応可能時間 等 <p>※文書は重要事項説明書等に当該内容を明記することなどで差し支えない。</p>	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書等の様式

訪問系サービスに係る特定事業所加算について 【資料6 別表】

※本表は、居宅介護に係る算定要件の概要をまとめたものです。詳細については、必ず各基準等をご確認ください。

	厚生労働大臣が定める基準、留意事項通知、Q&Aの要約	加算要件			提出書類の例
		I	II	III	
5 熟練 同行した に居宅 よる介 護従 業者の	<p>■以下のとおり、すべての新規採用従業者に対して熟練従業者の同行による研修を行うこと。</p> <p>(1)研修の要件</p> <p>①同行して研修を行う熟練した従業者については、サービス提供責任者又はサービス提供責任者と同等と認められる従業者であること。</p> <p>②届出日の属する月の前3月の実績において、すべての新規採用ヘルパーに対して、当該研修を実施していること。</p> <p>③届出を行った月以降においても、毎月、すべての新規採用ヘルパーに対して、当該研修を実施していること。</p> <p>※実施されない場合は、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出すること。</p> <p>④研修の実施状況の記録</p> <p>※同行した同行者の氏名、時間及び研修内容(簡潔に)を記録する。</p>	○	○	○	<p>・個別の研修計画の写し</p> <p>・サービス提供記録、業務日報等の写し</p>
6 居宅 介護 従 業 者 要 件	<p>■以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>(1)居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上であること。</p> <p>(2)居宅介護(兼務している場合、重度訪問介護、行動援護を含む。)従業者のうち介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者、ヘルパー1級課程修了者の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(3)前年度若しくは算定日が属する月の前3月間における居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が40%以上であること。</p> <p>※①、②については介護福祉士、介護職員基礎研修課程修了者及びヘルパー1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出する。</p> <p>※当該要件に係る従業者は、各月の前月の末日時点で資格を取得等している者とする。</p> <p>※(3)の「常勤の居宅介護従業者」とは、当該事業所におけるサービス提供時間に含まれるすべての常勤の居宅介護従業者が対象となる。</p> <p>■割合の算定方法</p> <p>(1)前年度の実績が6月に満たない事業所の場合(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)</p> <p>前年度の実績による加算の届出はできない。</p> <p>(2)前3月の実績により届出を行った事業所の場合</p> <p>届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録し、所定の割合を下回った場合、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。</p> <p>※参考資料</p> <p>平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A(VOL.2) 問2-2</p>	○	△ (6 か 7 の い ず れ か)		<p>・算定要件を満たしていることが確認できる任意の書類</p>
7 サ ー ビ ス 要 件 提 供 責 任 者	<p>■サービス提供責任者について、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1)すべてのサービス提供責任者について、以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①3年以上の実務経験 + 介護福祉士</p> <p>②5年以上の実務経験 + 介護職員基礎研修課程修了者orヘルパー1級課程修了者</p> <p>※「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間であり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含める。</p> <p>※1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置すること。</p>	○	△ (6 か 7 の い ず れ か)		<p>・勤務形態一覧表</p> <p>・資格証の写し</p> <p>・実務経験証明書</p>
8 重 度 障 害 者 対 応 要 件	<p>■当該事業所の利用者について、以下の要件を満たすこと。</p> <p>(1)前年度又は算定日が属する月の前3月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分5以上である者の占める割合が30%以上であること。</p> <p>※割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、利用実人員を用いて算定するものとする。</p> <p>ただし、重度者に対し、頻回に対応しているか否か等の実態についても踏まえる観点から、利用回数も勘案して算出することとする。</p> <p>■割合の算定方法</p> <p>(1)前年度の実績が6月に満たない場合(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)</p> <p>前年度の実績による加算の届出はできない。</p> <p>(2)前3月の実績により届出を行った場合</p> <p>届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。</p> <p>また、その割合については、毎月ごとに記録し、所定の割合を下回った場合は、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出しなければならない。</p> <p>※参考資料</p> <p>平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A(VOL.3) 問2-3</p>	○		○	<p>・算定要件を満たしていることが確認できる任意の書類</p>